

別記（第3条関係）

総合評価の方法（建築一式工事以外）

1 落札者決定のための評価値は、次の算式により算定する。

評価値＝技術等評価点／入札価格（入札価格は1千万円単位（例：500万円＝0.5千万円）とし、商は小数点第5位以下を切り捨てる。）

2 前項の算式中技術等評価点は、次の算式により算定する。

技術等評価点＝標準点（100点）＋加算点（企業の施工能力＋配置予定技術者の能力）（満点10点）

企業の施工能力及び配置予定技術者の能力の評価は、次の表に基づき行い、算定された点数（満点100点）を10点を満点とする点数に換算したものを加算点とする。

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去10年間の同種工事の施工実績	A 南国市の発注工事実績4件以上	50/50
		〃	B 南国市の発注工事実績1件以上4件未満	25/50
		〃	C 南国市の発注工事実績実績なし	0/50
配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績	過去10年間の主任技術者としての施工従事の有無	A 南国市の発注工事実績4件以上	50/50
		〃	B 南国市の発注工事実績1件以上4件未満	25/50
		〃	C 南国市の発注工事実績実績なし	0/50
合計				100/100

総合評価の方法（建築一式工事）

- 1 低入札価格調査制度を適用する。
- 2 落札者決定のための評価値は、次の算式により算定する。

評価値＝技術等評価点／入札価格（入札価格は1億円単位（例：11億5,300万円＝11.53億円）とし、商は小数点第5位以下を切り捨てる。）

- 3 前項の算式中技術等評価点は、次の算式により算定する。

技術等評価点＝標準点（100点）＋加算点（企業の施工能力＋配置予定技術者の能力）（満点10点）＋施工体制評価の点数（品質確保の実効性（満点5点）＋施工体制確保の確実性（満点5点））

- (1) 企業の施工能力及び配置予定技術者の能力の評価は、表1に基づき行い、算定された点数（満点100点）を10点を満点とする点数に換算したものを加算点とする。
- (2) 施工体制評価は、開札後、低入札調査基準価格未満の入札をした者があった場合に限り行うものとし、低入札調査基準価格以上の場合には品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性について各々「良」（5点）とし、低入札調査基準価格未満の場合は資料提出を求めて品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性について、各々「良」（5点）、「可」（2点）、「不可」（0点）とする。
- (3) 前号の「良」、「可」、「不可」の評価の基準は、表2及び表3に基づき行い、「良」は減点指数の合計が0のもの、「可」は減点指数の合計が6未満のもの、「不可」は減点指数の合計が6以上のものとする。

表1

評価項目	評価内容	評価基準	配点	
企業の施工能力	同種工事の施工実績	年度以降の建築一式工事の施工実績が1件以上	A 最終請負金額（税込・公共工事のみ） 20億円以上	50/50
		〃	B 最終請負金額（税込・公共工事のみ） 15億円以上20億円未満	40/50
		〃	C 最終請負金額（税込・公共工事のみ） 10億円以上15億円未満	30/50
		〃	D 最終請負金額（税込・公共工事のみ） 5億円以上10億円未満	20/50
		〃	E 最終請負金額（税込・公共工事のみ） 1億5千万円以上5億円未満	10/50
		〃	F 最終請負金額（税込・公共工事のみ） 1億5千万円未満	0/50
配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績	年度以降の建築一式工事における技術者としての施工従事実績が1件以上	A 最終請負金額（税込・公共工事のみ） 20億円以上	50/50
		〃	B 最終請負金額（税込・公共工事のみ） 15億円以上20億円未満	40/50
		〃	C 最終請負金額（税込・公共工事のみ） 10億円以上15億円未満	30/50
		〃	D 最終請負金額（税込・公共工事のみ） 5億円以上10億円未満	20/50
		〃	E 最終請負金額（税込・公共工事のみ） 1億5千万円以上5億円未満	10/50
		〃	F 最終請負金額（税込・公共工事のみ） 1億5千万円未満	0/50
合計			100 /100	

表2 品質確保の実効性評価基準

減点評価項目	減点数
1 積算の直接工事費又は共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 発注者の求めによる積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6
3 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
4 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（項目数は問わず、複数項目でも重複減点はしない。）	4
5 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の75%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2
6 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2

注1 3の項は、積算根拠に関して書面上明確ではないが、低入札調査ヒアリングで確認できた場合をいう。例えば、機材を使用する工事で、機材使用に関する経費の積算が書面上なく、ヒアリング時に減価償却済みの自社保有機材のため未計上であることが確認できたような場合に該当する。ただし、この場合でも、燃料代等の機材の稼働に直接必要な経費は直接工事費に計上されていなければならない。

注2 4の項及び5の項の「積算項目」とは、公共建築工事積算基準における科目に該当する項目をいい、各々の項目において設計金額と比較のうえ評価する。

表3 施工体制確保の確実性評価基準

減点評価項目	減点数
1 積算の現場管理費又は一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
3 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費削減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4
4 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2

注1 2の項は、例えば、警備員の外注で、労務賃以外の必要経費の負担は現場管理費の外注経費に計上すべきところ計上がなく、ヒアリング時に共通仮設費の安全費に計上されていることが確認できたような場合に該当する。

注2 3の項の「記載内容が不明瞭な場合」とは、例えば「その価格により入札した理由」として「自社保有機材が有効に活用できる。」（これは「経費削減が図られた理由」に該当する。）と、「経費削減が図られた理由」として「恒常的に取引のある資材購入先及び下請業者の全面的協力により低価格での調達が可能」（理由が具体的でなく、下請業者等に無理強いしている可能性も排除できない。）と記載しているような場合に該当する。

注3 4の項は、低入札調査の実施によって低入札でない工事に比べて契約締結日が遅れる、下請予定業者の見積書において法定福利費が計上されていない等の場合をいう。